

特記仕様書

第1章 総則

第1条 適用範囲

本特記仕様書は、輪島市（以下「甲」という。）が発注する「令和8年度 市道みなと1号線 設計業務」に適用する。

なお、本業務の受注者（以下「乙」は、本仕様書及び「設計及び解析業務委託共通仕様書（石川県土木部）」に基づき業務を履行するものとする。

第2条 業務の目的

本業務は輪島市河井町地内において道路改築工事のための設計を行うことを目的とする。

第3条 委託業務着手届

「乙」は、契約締結後、契約書に定める着手期限までに業務に着手したときは直ちに委託業務着手届を「甲」に提出しなければならない

第4条 委託業務工程表

「乙」は契約締結後、速やかに仕様書等に基づく業務工程表を作成し、「甲」に提出しなければならない。

第5条 業務の履行

「乙」は常に「甲」と密接な連携を取りながら作業を進めるものとし、その方法及び順序については、予め「甲」の承認を得るものとする。また、業務の実施に際して留意すべき事項が生じた場合は、速やかに「甲」に報告し、その指示に従うものとする。

第6条 監理技術者及び技術者

「乙」は管理技術者及び技術者をもって、秩序正しい業務を行わせるとともに、高度な技術を要する部門については相当の経験を有する技術者を配置しなければならない。また、業務の進捗状況に応じ、必要な数の技術者を適切に配置しなければならない。

第7条 権利義務の譲渡

「乙」はこの契約により生じる権利または義務を第三者に譲渡し、または承継させてはならない。ただし、書面により「甲」の承諾を得た場合はこの限りでない。

第8条 成果物の帰属及び守秘義務

本業務における成果はすべて輪島市に帰属するものとする。「乙」は本業務から知り得た情報については「甲」の許可なく第三者に開示したり、本業務以外の目的に使用してはならない。

第9条 業務履行期間

本業務の履行期間は契約締結日から令和9年3月29日までとする。

第10条 その他

- ・その他疑義が生じた場合には速やかに調査職員と協議を行うものとする。
- ・成果品納入後に報告書に誤りが発見された場合には、修正等必要な対応を行うものとする。

第2章 業務内容

第1条 業務箇所

本業務の対象箇所は輪島市河井町地内とする。

第2条 貸与資料

「乙」は、契約遂行に必要な関係書類の貸与を「甲」に申し出ることができる。

第3条 業務内容

本業務は、次の各号に示す通りとする。なお、項目に変更が生じた場合は、監督員と協議を行うものとする。

1. 道路詳細設計 (B) L=0.26km

- ・設計計画及び施工計画
- ・現地踏査
- ・平面縦断設計
- ・横断設計
- ・道路付帯構造物小構造物設計
- ・仮設構造物用排水設計
- ・設計図
- ・数量計算書

2. 平面交差点詳細設計 N=2 箇所

- ・交差点容量・路面標示
- ・平面縦断設計

- ・横断設計
 - ・道路付帯構造物小構造物設計
 - ・仮設構造物用排水設計
 - ・設計図
 - ・数量計算書
3. プレキャスト L 型擁壁割付一般図
- ・設計計画
 - ・設計図
 - ・数量計算
4. 施工計画
- ・前項で決定したものについて、周辺の工事状況に合わせた施工順序等の施工計画を作成する。
5. 照査
- ・設計内容について、妥当性および整合性に着目し照査を行う。
6. 報告書作成
- ・設計業務の成果を報告書に取りまとめる。
7. 関係機関との協議資料作成
- ・関係機関との協議用資料の作成を行う。
8. 打合せ等
- ・協議は「業務着手時」、「中間 1 回」、「成果品納品時」を基本とするが、適宜必要に応じて実施するものとする。なお対面だけでなく、WEB での打合せを含めて調整を行うものとする。

第 3 章 成果品

第 1 条 成果品

提出すべき成果品は下記のとおりとし、編集方法、製本方法、提出部数については事前に「甲」「乙」との協議を行い決定するものとする。

- ・報告書(A 4 版) 1 部
- ・上記電子データ 1 式
- ・その他必要資料 1 式

第 2 条 成果品の納入場所

輪島市土木課に納入するものとする。

